

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 316,559 千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,222,916 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	602,812	423,411			41,446	137,955
	重度心身障害者等医療費支給事業費	94,934	35,574		734	13,544	45,082
	後期高齢者医療事業費	465,146	67,630			91,836	305,680
	子育て支援医療費支給事業	114,082	27,690			19,959	66,433
	児童手当支給費	296,960	251,635			10,471	34,854
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	18,280	8,164			2,337	7,779
社会保険	介護保険事業（繰出金）	454,024	26,151			98,849	329,024
保健衛生	母子保健事業	20,553	2,039			4,277	14,237
	保健事業	73,165	2,078		2,335	15,883	52,869
	予防接種費	82,960	5,234			17,957	59,769
合 計		2,222,916	849,606	0	3,069	316,559	1,053,682

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。